

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、一部の規定について、令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、緊急に白岡市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、令和 7 年 3 月 3 1 日に白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

白岡市都市計画税条例（昭和52年白岡町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第19項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白岡市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部の規定について、令和7年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

法律の改正に合わせて関係規定の整理を行った。

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

経過措置を設け、改正後の条例の適用関係を明確にした。

白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第41項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、<u>第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、<u>第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>